

新	旧
<p>第1条 借入金利</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引下げて適用することができるものとします。また、本規定の他の条項にかかわらず、当社は<u>金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、いつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。</u></p> <p>4. 略</p>	<p>第1条 借入金利</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引下げて適用することができるものとします。また、本規定の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。</p> <p>4. 略</p>
<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>1. <u>当社所定の基準金利は、当社の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）（以下、いずれも「短プラ」といいます。）を基準に定められるものであり、短プラの変動に伴って当社所定の基準金利が変更されることにより、借入金利も変更されるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項に基づく当社所定の基準金利の変更は毎年4月1日、10月1日（以下、両日とも「基準日」といいます。）の年2回行うものとし、今回基準日の短プラが前回基準日の短プラ（ローン実行日後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします。）と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引上げまたは引下げるものとし、これにより借入金利も変更されるものとします。ただし、借入金利が、当社が合理的に必要な範囲で定める基準を下回ることになる場合は、当該基準に係る利率に借入金利を変更するものとします。</u></p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 略</p>	<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>1. 借入金利は、当社の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）（以下、いずれも「短プラ」といいます。）を基準とし、短プラの変動に伴って以下各項に定めるところにより変更されるものとします。</p> <p>2. 前項による借入金利の変更は毎年4月1日、10月1日（以下、両日とも「基準日」といいます。）の年2回行うものとし、今回基準日の短プラが前回基準日の短プラ（ローン実行日後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします。）と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引上げまたは引下げるものとします。</p> <p>3. 略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 略</p> <p>6. 略</p>